

特殊詐欺この手口にご用心！

今年に入って県内では、新たな手口ではなく、過去に発生していた
ATMを操作させて現金を振り込ませる還付金詐欺
未納料金の支払いを要求するようなハガキが届く架空料金請求詐欺
の被害が発生しています。

犯人の手口を復習し、被害を未然に食い止めましょう！！



還付金があります

年金機構や市役所などの職員をかたり、

「介護保険料の過払い金がある。ATMで手続きができる。」

との電話が自宅にあり、犯人に指示されるままATMを操作したところ、犯人が
指定する口座に現金を振り込んでだましとられたもの

～ATMでお金が戻ることは絶対にありません～

未納料金があります

国民生活相談センターなどをかたり、

「訴訟を起こされている」「未納料金がある」「給料や財産を差し押さえる」

「至急連絡ください」などと書かれたハガキが自宅に届き、連絡したところ、

「後から返す」「一時的に預けて」と言われ現金を送付しだましとられたもの

～身に覚えのないハガキを相手にする必要はありません～

- 「お金」の話は詐欺を疑って！
- 1人で判断せず、勇気を持って必ず相談を！
- 子や孫世代から家族や身近な高齢者にも情報を広く伝え、家族と地域の絆で詐欺を撃退しましょう！
- 被害防止対策には、「留守電！切断！即相談！」が効果的です！